

長野県からのお知らせ

しあわせ♥信州
山々と育む すこやかな国

LINEや最寄りの県合同庁舎からも相談ができます

LINE相談窓口
「消費生活相談@長野県」

LINEアプリからご相談
いただけます。



友だち登録はこちら▶

予約制※ 最寄りの県合同庁舎からオンライン
(Zoom)でご相談いただけます。

予約制※ 長野、飯田、上田では定期的に県合同庁舎での
出張相談を行います。(2025年4月から当面)

※ オンライン相談・出張相談のご予約等は、**長野県消費生活センター**
(☎ (0263) 40-3660) へお問い合わせください。

～消費生活に関する出前講座・講師派遣をおこなっています！～ 地域の方の集まりへ、学校へ、皆さんの職場へ、県職員・外部講師が直接伺います！

【出前講座（県職員）】

- ◆ 訓練型電話でお金詐欺（特殊詐欺）対応講座
.....（電話でお金詐欺の手口、被害防止対策等）
- ◆ 消費生活講座（悪質商法の手口とその対処方法等）
- ◆ はじめませんかエシカル消費 ..（エシカル消費を学び身近な取組みにつなげる）
- ◆ エシカル消費を買い物で学ぶ ..（小中学校対象の出張授業）

詳しくは、**長野県公式HP**をご覧ください。

<https://www.nagano-shohi.net/keihatsu/kouza>



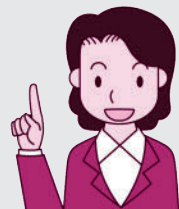
<https://www.pref.nagano.lg.jp/koho/demaekouza.html>



【講師派遣（外部講師）】

- ◆ スマートフォンのマナーと情報モラル
- ◆ 金融リテラシー

(消費者庁イラスト集より)



消費生活情報メールマガジンを配信しています。

毎月1回、月の初めに、消費生活に関する注意喚起情報や、消費生活講座のご案内などの情報をお届けします。配信をご希望される方は、次の**長野県消費生活情報ホームページ**からご登録ください。
(<https://www.nagano-shohi.net/mail-magazine/>)



編集・発行 **長野県消費生活センター**

(令和7年6月発行)

〒390-0852 松本市大字島立1020 松本合同庁舎4階

TEL : 0263-40-3660 E-mail : c-shohi@pref.nagano.lg.jp



SUSTAINABLE
DEVELOPMENT
GOALS

[長野県は「SDGs 未来都市」です]

はインターネットでもご覧いただけます。

長野県消費生活情報サイト <https://www.nagano-shohi.net/>

今後の紙面作成の参考のため、アンケートに御回答ください。

くらしまる得情報 (令和7年夏号) 読者アンケート▶



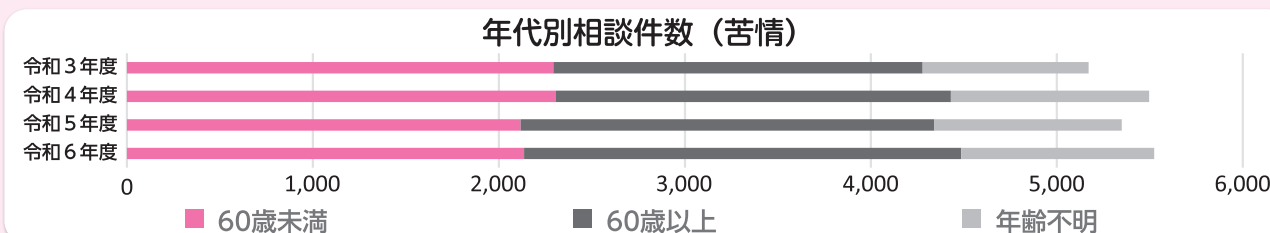
ながのけん 暮らし得情報 夏号 marutoku

内容

- 令和6年度県内で多かった相談
- 苦情相談の事例とアドバイス
- 新生活スタート後に気を付けたい消費者トラブル
- 長野県からのお知らせ

令和6年度 県内で多かった相談は…

◆ 県の消費生活センターに寄せられた苦情相談 **5,523 件** (令和5年度から約180件も増加)



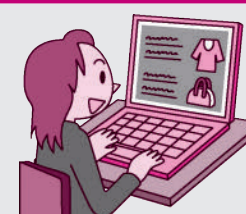
年齢別では

- ◆ 60歳以上の相談が4割超
- ◆ 70歳以上では26.6%
高齢者の相談割合が増加



販売方法別では

- ◆ SNS上の広告などインターネットを介した「通信販売」が最多
- ◆ 光回線の契約や海産物などの「電話勧誘販売」も増加



商品・サービス別では

- ◆ 架空請求や迷惑メール、身に覚えのないクレジットカードの使用
- ◆ 屋根工事の点検商法
- ◆ 化粧品や健康食品の定期購入関連



皆様へお願い

身近な方のご自宅に見慣れない商品が多い、また、見慣れない人が頻繁に出入りしているような場合、消費者トラブルに遭われている可能性があります。

「もシカして…」

と思うことがあれば、声を掛けたり、消費生活センターをご案内いただくなど、見守り活動にご協力をお願いします。

(消費者庁イラスト集より)

消費者トラブルでお困りのときは、消費生活センターにご相談ください！

長野県消費生活センター (松本市大字島立1020 松本合同庁舎4階)

長野県消費者被害防止啓発キャラクター **もシカっち**

☎0263-40-3660



消費生活センターは、消費者が商品の購入や契約に関して不安なことを相談していただく機関です。専門知識を持つ相談員が、中立的な立場で相談を受け、トラブルを解決するためのお手伝いをしています。

消費者ホットライン188 (局番なし) でもご相談いただけます

継続のご相談など、決まった窓口へのご相談は直通の番号へ電話してください。相談は無料ですが、相談窓口につながった時点から、通話料金が発生します。